

～市民の「食」と「農」を守る～ 農業委員会を知っていますか？

農地の無断転用の監視や農業の担い手確保・育成を通して、私たちの「食」を守る農業委員会。どのような人たちが、どんな仕事をしているか知っていますか？

今回は、私たちの食生活の「縁の下の力持ち」である農業委員会を紹介します。

【問】農業委員会事務局(三和庁舎) ☎76-1511

○農業委員会ってなに？



各市町村に設置されており、農地の転用などの許認可業務および優良農地の確保、耕作放棄地の解消、農地パトロール等をとおして市内の農地と市民の食生活を守る機関です。

古河市では、公選による委員23人のほか、農業協同組合・農業共済組合・土地改良区から推薦された3人と、市議会から推薦された4人の計30人で構成され、3年間の任期となっています。

○委員会ではどんなことを決めるの？



- ①農地が農業者以外の人取得されないようにするための、賃貸や売買の許可および決定
- ②耕作放棄地の増加を防ぐための、所有者への意向調査や関係機関を介した農地賃貸の仲介
- ③農地を宅地利用する際などに必要な農地転用の許可および届け出の受理

関東・東北豪雨被害から 見事に再生しました

平成27年9月に発生した「関東・東北豪雨」により一級河川西仁連川の堤防が決壊。収穫前の稲も大きな被害を受け、自然の力をまざまざと見せつけられました。

堤防の復旧作業とともに農家も負けじと頑張った結果、稲穂がたわわに実った収穫の秋を迎えることができました。



◀西仁連川決壊時の様子



◀見事に復旧した水田